

訴 状

(10,000円)

平成16年2月16日

東京地方裁判所 御中

原 告 大 川 隆 司

[当事者の表示]

(登録住所)

〒224-0001 横浜市都筑区中川2丁目5番16号

(送達場所)

〒231-0012 横浜市中区相生町1丁目18番地 光南ビル6階

大川隆司法律事務所

電話 045-664-7818

FAX 045-664-7822

原 告 大 川 隆 司

(送達先)

〒105-8619 東京都港区芝大門2丁目5番5号 住友芝大門ビル

被 告 外務大臣 川 口 順 子

公文書非公開処分取消請求事件

訴訟物の価額 950,000円

貼用印紙額 10,000円

第1 請求の趣旨

1. 被告が原告に対して平成15年11月14日付でした、別紙請求文書目録記載の行政文書に関する不開示決定を取消す。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 請求の原因

1. 原告による行政文書開示請求

原告は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という）第3条に基づき、平成15年9月8日付で被告に対し、別紙請求文書目録記載の行政文書（以下「本件行政文書」という）の開示請求をした。

2. 原告の開示請求に対する被告の応答

(1) 原告の上記請求に対し、被告は平成15年11月14日付で情報公開法第8条に基づき、本件行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する旨の決定（以下「本件非開示処分」という）をした。

(2) 本件非開示処分の理由として被告が決定通知書（甲1号証）に表示したところは、「本件開示請求の対象となる可能性のある文書の存否を明らかにすることにより、我が国と米国との信頼関係を損ない、また日米安保体制の円滑な運用が阻害されることによって我が国の安全を害するおそれがあるため」というものである。

すなわち、本件行政文書の存否を明らかにすること自体が、情報公開法第5条3号にいう「国の安全が害されるおそれ…があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」という開示すべからざる情報（不開示

情報)にあたる, というのが処分理由になっている。

3. 本件行政文書の存在と内容

- (1) 本件行政文書は, 昭和48(1973)年4月付で外務省条約局と同省アメリカ局が共同で作成した「日米地位協定の考え方」と題するパンフレットおよびその後の改定版である。

そして, 本件行政文書のうち, すくなくともその初版にあたる文書は, 国際法学者の研究書(たとえば本間浩ほか『各国間地位協定の適用に関する比較論考察』, 内外出版平成15年刊)や, 横浜弁護士会人権委員会基地問題調査研究小委員会の報告書「在日米軍地位協定—その問題点と見直し提言—」(平成9年10月刊)などに引用されており, その存在は公知の事実である。

- (2) 本件行政文書の作成目的は, その「はしがき」(条約課長と安全保障課長の連名にかかる)に以下のとおり述べられている。

「はしがき

現行安保条約とともに締結された地位協定については, その締結当時作成された擬問擬答集, 地位協定逐条説明等があるが, その後十余年が経過し, この間国会等において種々の問題が提起され, そのつど, 多くの答弁資料・参考資料等が作成されて来ている。本稿は, 執務に資するため, 国会議事録及びこれら資料等を能う限り参照しつつ, 地位協定の法律的側面についての現時点における政府としての考え方を総合的にとりまとめたものである。

なお, 本稿は, 条約課担当事務官の執筆になるものである。」

- (3) 原告は, 横浜弁護士会の前記調査研究小委員会の審議記録を閲覧謄写することにより, 本件行政文書(昭和48年版)の内容を事実上承知しているが, 全136頁のうち数頁分の落丁があるのと, コピーの不鮮明な部分があった

ので、完全でクリアなコピーを入手したい、という動機から本件開示請求に及んだものである。

4. 本件非開示処分の違法性

- (1) 「日米地位協定の考え方」というタイトルの文書一般について、その存否を応答することが不開示情報に該当する、などということはおよそありえないことである。

被告が言わんとするところは、特定の内容を伴って世上引用されている「日米地位協定の考え方」と題するパンフレットが、そこに表示されている作成名義どおり真正な外務省の著作物であるかどうか、そのことを認否することが不開示情報にあたる、という趣旨であるかと思われる。

- (2) たしかに、本件行政文書の表紙には無期限に「秘」扱いとする旨の記載があるが、文書の具体的内容は前記「はしがき」に要約されているとおり、「国会議事録」及び答弁資料・参考資料等に基づき、日米地位協定の条文に即し、コンメンタール形式で、「政府としての考え方」すなわちその時点での行政解釈を開陳した文書であって、基本的には既に公に明らかになっている事項をあらためて整理しなおしたものである。

- (3) この種の「行政解釈に基づくコンメンタール」的な文書を、必要に応じて外務省が作成することがあるのは当然であって、そのような文書の存在を認めることが国の安全を害するなどということは、およそありえない。

- (4) 従って、本件非開示処分は、客観的には情報公開法第5条3号、同法第8条の要件が存在しないにもかかわらず、誤ってこれを適用した違法な処分である。

5. 結論

よって請求の趣旨に記載したとおり本件非開示処分の取消しを求めて本訴に及んだ。

第3. 立証方法

甲1号証「行政文書開示決定通知書」

以上のほか、口頭弁論期日において必要に応じて提出する。

第4. 添付書類

訴状副本 1通

甲号証写 1通

以上

(別紙)

請求文書目録

昭和48年4月付で外務省条約局・アメリカ局が作成した「日米地位協定の考
え方」およびその後の改定版

公開第3942号
平成16年4月12日

大川法律事務所
大川 隆司 様 (代理人: 保坂 様)

外務大臣 川口 順子



不開示決定の取消しについて (通知)

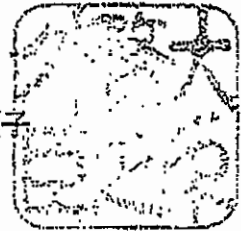
平成15年11月14日付け行政文書開示決定等通知書 (情報公開第01848号) によって貴殿に通知した不開示決定については、平成16年3月31日付けで行政文書開示決定等通知書 (情報公開第01102号) によって新たに通知した不開示決定を行うに先立ち、同日付けで取り消しましたので、右通知します。

情報公開第01102号
平成16年03月31日

大川法律事務所

大川隆司 様 (代理人: 保坂 様)

外務大臣 川口 順子



行政文書開示決定等通知書

平成15年09月08日付けで受け付けました開示請求書により開示を求められた行政文書について、下記3. のとおり開示決定等を行いましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

昭和48年4月付で外務省条約局・アメリカ局が作成した「日米地位協定の考え方」およびその後の改定版

2. 開示請求番号 2003-00492

3. 開示決定等 別紙(開示請求対象行政文書一覧表)のとおり。

※ 別紙の決定に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申立てをすることができます。

4. 開示する行政文書がある場合の申し出について

(1) 別紙に記載の決定区分が「開示」又は「部分開示」である行政文書について、開示の実施を希望する場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、必要事項を記載した「行政文書の開示の実施方法等申出書」(別添)を、開示実施方法の欄から実施の方法を選択した別紙(開示請求対象行政文書一覧表)とともに提出して下さい。

(2) なお、郵送による写しの交付を求める場合には、必要な郵送料相当分の郵便切手を必ず同封して下さい。目安となる郵送料が【参考】の箇所に記載してあります。ご参照下さい。

※ 「行政文書の開示実施方法等申出書」の記載方法、開示実施手数料の算定等については、同封の説明書<説明事項>をお読み下さい。

※ 開示する行政文書がある場合には、別紙は二部同封しています。一部は申し出の際の添付用、一部は貴殿の控え用です。

※ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項により、この通知書を受け取られた日から30日以内に申し出をされない場合には、原則、開示の実施を行いませんので、ご注意下さい。

5. 本件に関する問い合わせ先

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

外務省大臣官房総務課情報公開室

電話: 03-5501-8068

FAX: 03-5501-8067

※ 本件に関するお問合せの際には、上記2. の開示請求番号をお知らせ下さい。

4月19日 16時55分 降参

開示請求番号: 2003-00492

開示請求対象行政文書一覧表

【 1頁】 (別紙)

1	行政文書の名称等: 昭和48年4月付で外務省条約局・アメリカ局が作成した「日米地位協定の考え方」
	決定区分: 不開示 (不存在)
	決定に係る該当条項:
	決定理由: 当省では該当する文書を保有していません。
	開示可能な媒体の種類及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料 (単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。 ・ 閲覧 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 (希望する部分:) ・ 写しの交付 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 (希望する部分:)	

2	行政文書の名称等: 日米地位協定の考え方 (改訂版)
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条8号
	決定理由: 本件文書には、我が国と米国の間の協議事項に係る外務省内の考え方、両国間の協議の内容等に関する記述が含まれており、公にすることにより米國との交渉上不利益を被るおそれ及び米國との信頼関係を損なうおそれがあるので、不開示としました。
	開示可能な媒体の種類及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料 (単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。 ・ 閲覧 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 (希望する部分:) ・ 写しの交付 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 (希望する部分:)	